

活用業務届出書

東経営第 000200000619 号
2 0 2 5 年 7 月 2 日

総務大臣 殿

郵便番号 1 6 3 - 8 0 1 9

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 1 9 番 2 号

(ふりがな) えぬていていひがしにほんかぶしきがいしゃ

氏 名 N T T 東日本株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

N T T 東日本株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社の業務区域において、県間の L A N 型通信網サービスの役務提供を行うとともに、同サービスについて当社の業務区域※ 1 外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）※ 2 との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行うものである。

なお、L A N 型通信網サービスの設備概要は、添付資料 1 のとおり。

本届出は、令和 6 年 1 1 月 1 日付で届出した内容を拡充するものであるが、当該認可に基づき既に当社で実施している業務については、その内容を変更するものではなく、電気通信事業の公正な競争を確保するための必要な措置を引き続き講じていく考えである。

※ 1 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 5 9 年法律第 8 5 号）第 2 条第 3 項において規定する区域。以下同じ。

※ 2 当社が本サービスの提供を行うにあたって、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために電気通信設備を相互接続する事業者。以下同じ。

(2) 主な業務の実施方法

当社が、地域電気通信業務等を営むために新たに保有する設備により構築する L A N 型通信網、新たに設置予定の G W ルータ（東日本エリア/西日本エリアに設置）、及び自ら敷設・所有する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可（平成 1 5 年 2 月 1 9 日及び平成 2 0 年 2 月 2 5 日）に係る県間伝送路を利用し、当社の業務区域において県間の L A N 型通信網サービスの役務提供を行う。

また、同サービスについてエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社が、上述の L A N 型通信網サービス用の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う。なお、当該料金設定に係る業務の実施にあたっては、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、N T T 西日本株式会社と相互接続

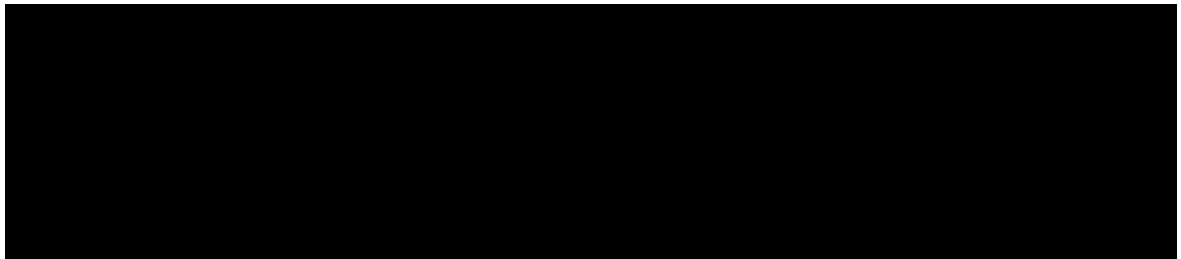
している。

※ＡＰＮサービスにおける他事業者の電気通信設備との通信は、電気信号による通信とする。

２．業務の開始時期

２０２５年８月１日（予定）

３．業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料２のとおり。

４．所要資金の額及びその調達方法

（１）所要資金



（２）調達方法

内部資金による。

５．業務を営む理由

企業ユーザのネットワーク構築は、企業内の利用目的別のネットワーク構築から統合的ネットワークへと進化してきており、年々広域化・高速化が進んでいる。

一方、当社のＬＡＮ型通信網は、現在、都道県単位の網構成となっていることから、当社のお客様は当社の提供する県内のネットワークサービスとは別に、県間のネットワークサービスを他事業者と契約する必要があるため、故障発生時には、複数の事業者との調整が必要となり、対応窓口が分かりにくい等、お客様が求める利便性に十分に応えられていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、ワンストップで県内・県間を合わせたサービス提供を可能にすることにより、企業ユーザのコスト削減のニーズや、活動

圏に合致したネットワーク化ニーズに対応し、お客様利便の向上、サービス選択の自由度を高めること等を目的として、当社が県間のＬＡＮ型通信網サービスの役務提供を行うこととしたものである。

また、ネットワークの信頼性を向上するとともに、一元的な管理・対応を可能にするため、新たに高度化・大容量化に対応した新装置を設置し、自ら構築した県間伝送路または他事業者等から卸電気通信役務等により調達した県間伝送路を利用したネットワークを構築する。

さらに、エリア外の事業拠点とも通信を行いたいという企業ユーザのニーズが顕在化してきたこと等に応えるため、他事業者と相互接続し、他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い、西日本エリアを含む広範囲なエリアにＬＡＮ型通信網サービスを提供することとしたものである。

なお、近年においては、さらなるＩＣＴの進展により、高精細映像等のリアルタイム伝送やＩｏＴ・センシングデバイス・それらに具備されるＡＩ等、通信の活用シーンの高度化・多様化が急速に進んでいる。そのような加速する社会の情報化に対応するための通信基盤として、すべての区間を光波長とすることで「大容量」「低遅延」「低消費電力」を実現する通信技術を用いた新たなＬＡＮ型通信網サービスを提供することとした。

なお、既に他事業者も全国を一体で提供できるＬＡＮ型通信網サービスを積極的に提供しており、広域イーサネット市場の競争は十分に進展している。総務省の「電気通信事業分野における市場検証（令和５年度）年次レポート」報告書によれば、ＮＴＴ東西のシェアは８７．９％（２００１年３月）から３３．２％（２０２４年３月）に約１／３となっており、３０％以上のシェアを有する他事業者もいることから、当社が県間のＬＡＮ型通信網サービスを提供しても公正な競争を阻害するおそれはないものとする。

６．活用しようとする設備、技術及び職員の概要

（１）設備

ＬＡＮ型通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系伝送設備、端末系伝送路設備、端末系伝送設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えである。

なお、ＬＡＮ型通信網サービスの設備概要は添付資料１のとおり。

（２）技術

現在、ＬＡＮ型通信網サービスの提供の業務を営むために保有する技術。

（３）職員

現在、ＬＡＮ型通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

なお、本業務によりサービスメニューが増えるものの、社員の活用については地域電気通信業務等の遂行に影響が出ないように対処する考えである。

以上、３、４及び６により、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考える。

７．電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

（１）ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたっては、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

新たに県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。また、新たに県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

また、他事業者が市販で調達可能なスイッチ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、現に同様のサービスを提供していることから、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望され

た場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

（２）ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

（３）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務の実施にあたっては、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであることに加え、他事業者は本業務と同様のサービスを既に提供中であり、当社は本業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（４）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和7年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

（５）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のLAN型通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のLAN型通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件

数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

（６）関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたっては、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示しており、関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

また、本業務を営む上で、「ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行っているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

（７）実施状況等の報告

（１）～（６）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後６ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

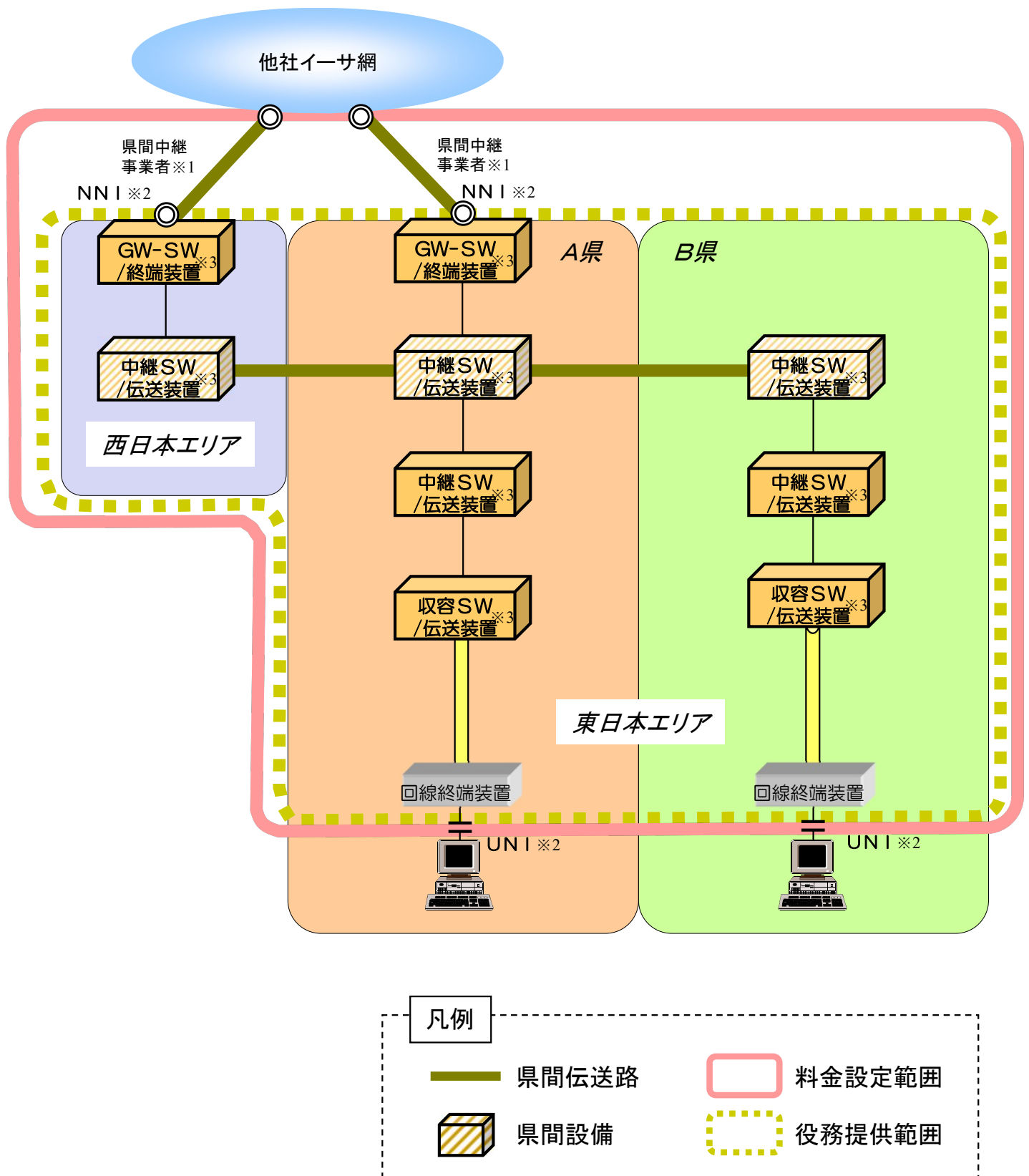
- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全性が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

添付資料

1. LAN型通信網サービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. LAN型通信網サービスの設備概要



※1 エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするためにNTT西日本株式会社と電気通信設備を相互接続する場合。

※2 NNI(Network-Network Interface)・・・ネットワーク間を接続するためのインタフェース。

UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインタフェース。

※3 収容SW、中継SW及びGW-SWは、APNサービスにおいては使用しない。

2. 収支算定・費用算定の考え方

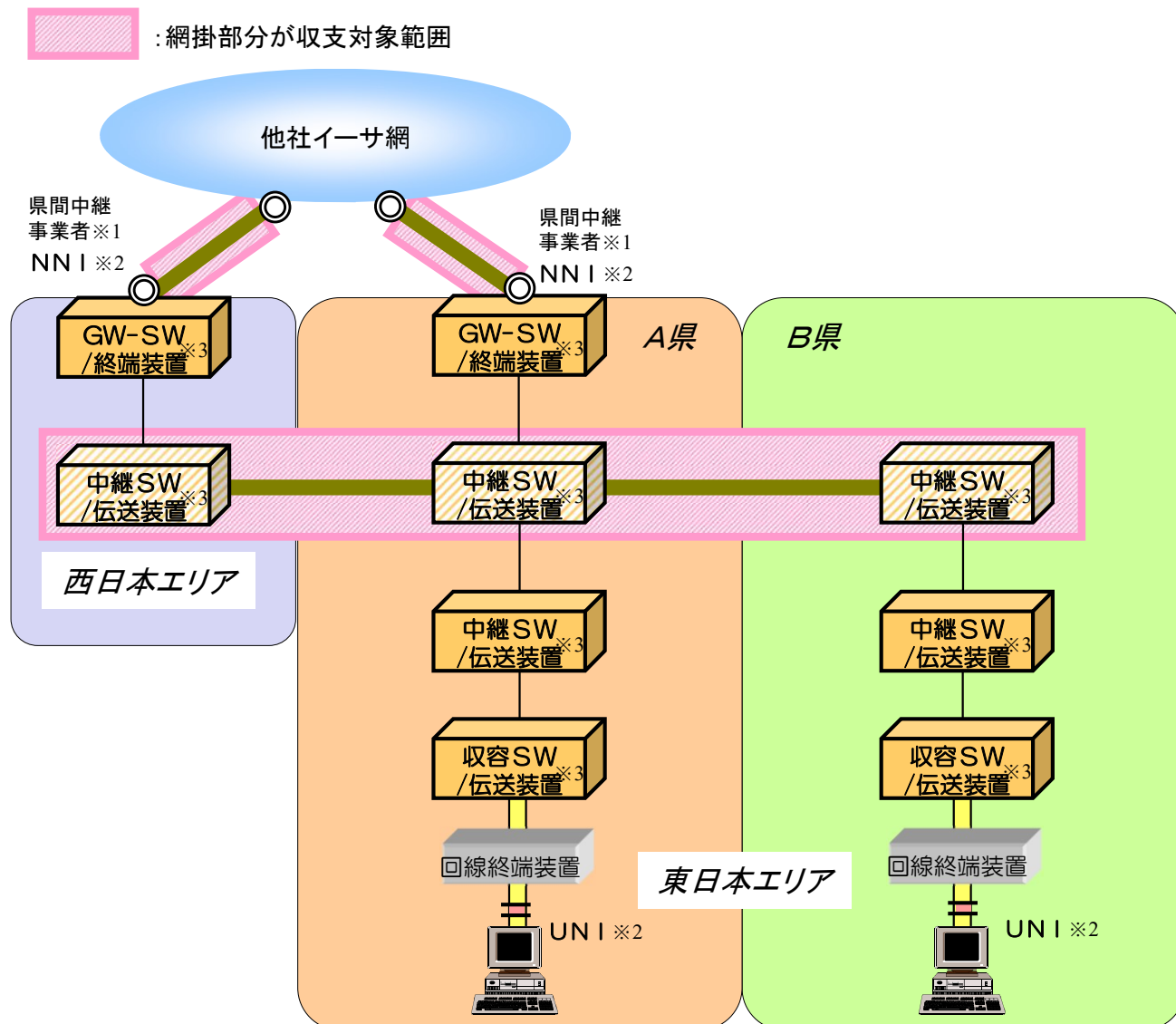
【収入】

	算定方法
LAN型通信網サービス	活用業務対象部分の費用に一定の利益率を見込んで算定

【費用】

	算定方法
県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要なとなる営業費

【収支対象範囲】



※1 エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするためにNTT西日本株式会社と電気通信設備を相互接続する場合。

※2 NNI(Network-Network Interface)・・・ネットワーク間を接続するためのインタフェース。

UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインタフェース。

※3 収容SW、中継SW及びGW-SWは、APNサービスにおいては使用しない。